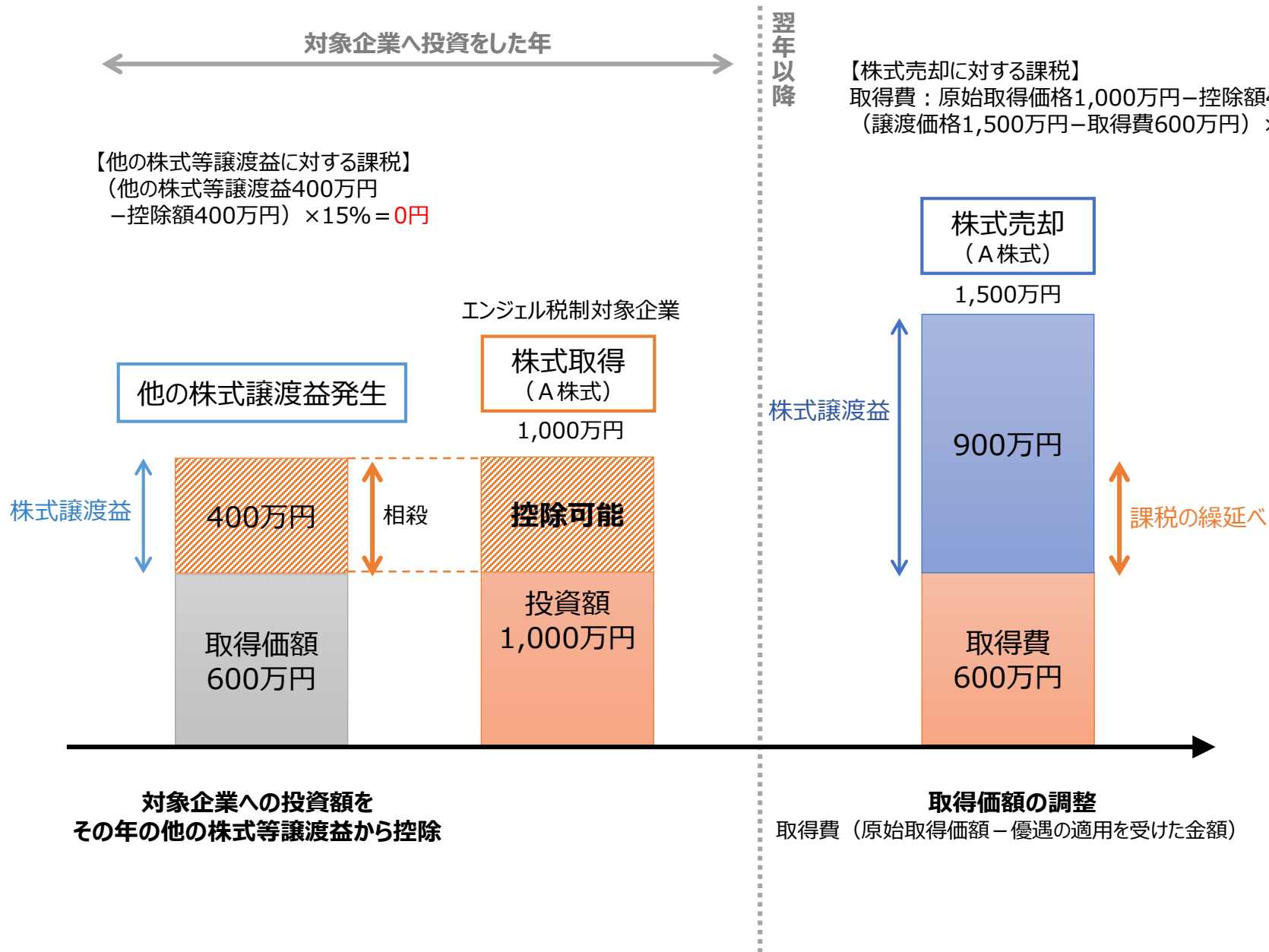


# 優遇措置Bの仕組み



- 優遇措置を受けるためには、A株式を取得した年の年末まで当該株式を保有している必要があります。
- A株式を取得後、会社が上場した場合であっても、A株式を年末まで保有していれば、他の株式等譲渡益との相殺は可能です。
- 他の株式等譲渡益には、A株式は含まれません。仮に、A株式を取得した1年前に同じ会社の株式を取得し、この株式を今年になって売却し、譲渡益が出たとしても、この譲渡益は相殺対象とはなりません。
- A株式の投資額やA株式と相殺可能な他の株式等譲渡益には上限はありません。他の株式等譲渡益には未上場株式だけでなく上場株式等も含まれます。